

期間は2年 お申込みは1万円から

2026年2月9日(月)より 募集開始

JICA

気軽に始める国際協力が、あってもいいと思う



投資を通じて、世界の課題に取り組む。

個人向け「JICA SDGs債」は、開発途上国の持続可能な発展を支援するためにJICAが行う融資等に資金が使われるサステナビリティボンドです。社会貢献の形は、ひとそれぞれ。投資を通じて世界を変えるアクションを、あなたも始めてみませんか？

第87回 国際協力機構債券

<https://www.jica.go.jp/about/investor/private/index.html>

詳細はこちらから

利率：年1.256% [税引後：年1.000%]



年限	2年	条件決定日	2026年2月6日(金)
発行価格	額面100円につき金100円	払込日	2026年2月27日(金)
お申込み単位	1万円単位	利払日	毎年6月20日および12月20日(年2回)
格付	AA+(R&I)	償還日	2027年12月20日(月)

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の価格は金利変動等に対して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、次頁の取扱金融商品取引業者にてお渡しする「債券内容説明書 証券情報の部」および「契約締結前交付書面」等をよくお読みください。
- 販売額に限りがあり、売り切れの際はご容赦ください。
- 税引き後の利回りは、復興特別所得税を付加した申告分離課税の20.315%が差し引かれた利回りであり、小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しています。

国際協力機構（JICA）の概要

JICAは、政府開発援助（ODA）の一元的実施機関として、有償資金協力・無償資金協力・技術協力の主要3事業をはじめとする各種事業を通じて、開発途上国への国際協力をしています。



返済義務のある資金協力

有償資金協力

開発途上国政府向けの融資や民間企業等による開発事業への融資・出資

JICA債
充当先

返済義務のない資金協力

無償資金協力

所得水準の低い国に対する資金供与。
経済社会の開発に活用

技術を伝える、学び合う

技術協力

日本の技術・知見を活かして開発途上国の人材育成・制度構築を支援

(注1)石炭火力発電事業を除きます。(注2)本債券の利息や元本償還は、JICAの信用力に基づいて支払われるものであり、JICAが行う開発途上国における個別の出融資事業の結果に直接の影響を受けるものではありません。

JICA債の資金使途

ご投資いただいた資金はJICAの実施する有償資金協力に充当し、日本や世界の経済社会の健全な発展のために活用されます。



(カンボジア)国際物流の拠点となる港湾の整備



(タンザニア)稲作普及による食糧安全保障への貢献



(フィリピン)日本の治水・防災技術を活かした河川改修



(ネパール)被災地での学校建設・改修

近年の発行実績（個人向け債券）

JICAは、毎年度継続して個人向け債券を発行しております。第78回債以降は、社会的課題及び環境面の課題解決に貢献する事業に資金充当するサステナビリティボンドとして発行しております。

回号	条件決定日	発行日	年限	発行額	利率	発行価格	ESG
第82回債	2025/2/28	2025/3/14	2年	40億円	0.850%	100.00円	サステナビリティ
第78回債	2024/1/12	2024/2/2	5年	80億円	0.294%	100.00円	サステナビリティ
第71回債	2023/1/13	2023/2/3	5年	50億円	0.517%	100.00円	ソーシャル
第65回債	2022/1/21	2022/2/7	10年	30億円	0.194%	100.00円	ソーシャル
第57回債 ³	2020/12/10	2020/12/25	10年	3億円	0.130%	100.00円	ソーシャル

(注3) 機関投資家向けと合わせて総額100億円発行のうち、個人投資家向けに3億円を切り出して販売

- 財投機関債：JICA債は、財政投融資を活用している特殊法人や独立行政法人等が発行する財投機関債に該当し、政府保証は付されていません
○ 一般担保付債券：JICA債は、独立行政法人国際協力機構法第32条6項に基づいた一般担保付債券です。一般担保付債券の購入者は、各発行体の設立根拠法に定めるところにより、発行体の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しています

取扱金融商品取引業者	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○	-	○	○	○
大和証券株式会社	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○